**令和６・７年度　物品等入札参加資格審査申請書**

**（指名願い・定期）の受付について**

串間市では、次の要領により入札参加資格審査申請書（指名願い）の**定期**受付を行います。

【申請者の資格】

①　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の４第１項（令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。

②　令第１６７条の４第２項（令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないことができるとされている者でないこと。

③　申請日現在において、１年以上の営業経験を有し、かつ、課税対象者については申請日前の直近１年分の納税証明書の提出が可能であること。

なお、本社以外の営業所・支店等に委任して申請する場合は、委任先がこれらの資格を満

たしていること。

④　所得税・法人税・消費税・地方消費税・事業税及び市税等を滞納していないこと。

⑤　販売品目及び検査並びに修理に関し、法律又は登録規定により必要な許可・登録等を受けていること。（許可・登録等が不要な場合は除く。）

⑥　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号

に規定する暴力団員が、その役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与しており、適正な競争を妨げるおそれがあると認められるものでないこと。

【受付を行う業種】

１．事務用品・事務機器・文具類・用紙類・生活用品類・ＯＡ機器類

２．記念品・印章・スポーツ用品、衣類、図書、学校教育等における教育関連消耗品及び備品、３．活版印刷・カラー印刷・フォーム印刷などの印刷物、旗・染物・懸垂幕、看板等

４．電化製品類、厨房用品等、通信機器類、楽器・舞台機材類、消防・防災関連用品資器材

農業・土木／建設機械器具類及び資器材、機械器具類・映像関係・家具装飾

５．車両及び付属品・二輪車・タイヤ・船舶、自動車車検・備品の修理等備品の検査及び修理

６．医療・介護用機器、医薬品等・医薬材料、化学工業薬品・農業薬品

７、リース・レンタル、石油類、ガス、電力

８、金物・陶器・塗料・ガラス入れ替え、その他市が購入する消耗品及び備品

【申請様式及び添付書類】

１．一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書

２．物品等取扱品目一覧表　※　別表の物品等取扱い品目例一覧表をご覧ください。

３．許可・登録・資格を必要とする物品販売・車両整備等については、許可・登録・資格等一覧表 ③

４．資格・許可・認可を必要とする物品等の販売などについては、それを証明する許可証等：写し可

５．印鑑登録証明書（証明年月日が申請日から３ヶ月以内のもの）：写し可

６．使用印鑑届

７．年間委任状（必要な場合）

８．暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

９．厚生年金保険料及び健康保険料納付・加入誓約書、又は社会保険料納入証明書：写し可 ⑨

　１０．ＩＳＯ認証等を取得している場合は、登録証の写し

１１．国税の納税証明書（法人：その３の３．個人：その３の２）：写し可

　　※未納税額が無いことが記載されているもの

　　※証明年月日が申請日より３ヶ月以内のもの

１２．県税の納税証明書（様式第６４号等）：写し可

　　※宮﨑県内に本店・支店等がある場合

※未納税額が無いことが記載されているもの

　　※証明年月日が申請日より３ヶ月以内のもの

１３．市税等納税（完納）証明書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※市内事業者（串間市内に支店等がある事業者を含む。）

　　※納期直後に納付された場合、完納証明に時間を要することがあります。領収書並びに口座振替の場合は通帳など、納税を証明できるもののご持参をお願いすることがあります。

**【受付期間】**

**令和６年１月５日（金）　～　令和６年１月２６日（金）**

【有効期間】

　　令和６年４月１日　～　令和８年３月３１日

**（但し、申請書受付後の審査終了日が４月２日以降の場合、審査終了日から有効期間とする）**

【送付・問い合わせ先】

　　〒８８８－８５５５

　　宮崎県串間市大字西方５５５０番地　　串間市役所　財務課　契約管財係

　　電話番号　0987-55-1148（内線322・325）　ＦＡＸ番号　0987-72-6727

　　Ｅ－mail　　[keiyaku@city.kushima.lg.jp](mailto:keiyaku@city.kushima.lg.jp)